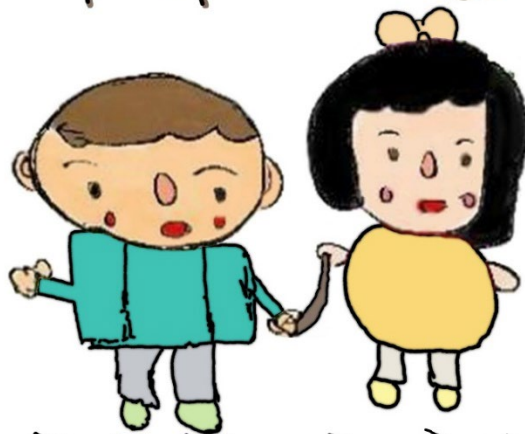


令和8年度

横浜市松風学園

事業計画書

しょうふうがくえん
本学園

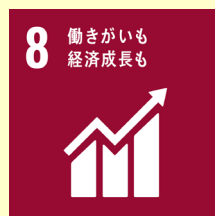


しょうだいち ふづがさん

目 次

事業計画書策定にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・	3
基本理念・倫理綱領・職員信条・・・・・・・・・・	4～5
令和8年度事業目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6～8
令和8年度行事予定・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
令和8年度松風学園におけるより良い支援に向けた 取組計画（虐待防止取組計画）・・・・・・・・・・	10～11

横浜市松風学園は、国連が提唱する SDGs（持続可能な開発目標）に賛同し、特に次の3目標を推進します。



横浜市松風学園は、2027年国際園芸博覧会（GREEN×EXPO 2027）の成功に向けた機運醸成に取り組めます。



横浜市松風学園は脱炭素化の取組をしています。

事業計画書策定にあたって

日頃から横浜市松風学園に御理解、御協力くださり、ありがとうございます。

昨年度は、松風学園創立 65 周年を迎え、御利用者様および御家族様に向けて感謝祭を開催しました。御来園くださった皆様には、お喜びいただけて、私どもとしても幸いでございました。新型コロナウイルス感染症は落ち着いたものの、インフルエンザの感染が複数発生しました。しかしながら、再整備により居住棟が個室化・ユニット化したことで、拡大を防ぐことができ、安堵しています。

そのような状況の中、改修を進めていた居住棟が完成し、居室が増えることになりました。また改修した居住棟を通称「メゾン」、前述の新築した居住棟を通称「ハイツ」と呼ぶこととしました。このことで住まいとしてより親しみを持てるようになります。

令和 8 年度は、既にサービスが終了している福祉ホーム棟を解体します。さらに事務室が入っている管理棟の改修に着手します。このため福祉ホーム棟にある医務室と管理棟の事務室等をメゾンの一画に移転し、令和 9 年度に管理棟の改修の終了後に、医務室および事務室等を新しい管理棟に移転する予定です。この間は管理棟で行っていた面談やカンファレンスを「メゾン」などで行わせていただきます。

また今年度も、一昨年度に完成した日中活動棟「アトリエ」における活動をより充実させるべく、検討を行います。再整備を通じて施設を新しくするだけでなく、これを使われる御利用者様の生活がより豊かになるよう、また公立施設としての務めを一層果たせるよう、松風学園に勤務する職員全員は「チーム松風」として役割を全うします。そして、人権を尊重した、より良い支援を推進してまいりますので、御家族・関係者の皆様並びに地域の皆様の引き続きのお力添えをよろしくお願いいたします。

横浜市松風学園長 和田哲弥



基本理念

松風学園は、市民の皆様が安心して暮らせる地域社会を目指し、施設の果たすべき使命を明確にするためここに基本理念を表明します。この理念は、松風学園の全ての事業の目的、目標及び実施計画等の根底に流れる考えや行動につながります。

松風学園は、一人ひとりが輝き、尊敬し、支えあう地域社会を実現します。

●支援の根幹となる考え方

基本理念に基づいた松風学園の利用者支援の根幹となる考え方は次のとおりです。

- 1 利用者一人ひとりの「人権」を守り、個性を尊重します。
- 2 利用者の安全と安心を見守り、「利用者本位」の質の高いサービスを提供します。
- 3 利用者の「地域生活移行」を支援します。

●中期的な松風学園運営方針

1 利用者本位のサービス

利用者本位のサービスを実現するため、一人ひとりにあった個別支援を追及し、利用者満足度を向上するためのプロセスを大切にします。

2 地域や関係機関との協働

市民サービス向上のため、松風学園の職員は全員で協力して利用者支援にあたるとともに、自治会町内会など地域の関係機関、関係施設の方々との協働を積極的に進めます。

3 適正な施設運営

個人情報やプライバシーの保護を徹底します。一方で、業務の透明性を確保するため、情報公開の原則に立ち、運営状況を積極的に開示します。

●松風学園職員信条(クレド)

松風学園倫理綱領(次ページ)の各条文を、それぞれ一つの言葉(理念)にまとめました。職員一人ひとりが、このうち一つを自ら選び、自分の信条(クレド)としながら、支援業務に従事します。

松風学園倫理綱領・職員信条(クレド)

第1条 個人の尊重 **クレド① 本人中心 Person-centered**

職員は、利用者一人ひとりの人格を大切にし、その主体性、個性を尊び、個人を尊重します。

第2条 人権擁護 **クレド② 人権擁護 Advocacy**

職員は、利用者一人ひとりへのいかなる差別や人権侵害も許さず、自己決定やプライバシー保護等の基本的な権利を尊重し、人権を擁護します。

第3条 自己選択・自己決定の尊重 **クレド③ 意思決定 Decision Making**

職員は、利用者一人ひとりの自己選択・自己決定等により、自己実現を図ることができるよう自己選択・自己決定を尊重し、支援します。

第4条 個別支援 **クレド④ 個別性 Individuality**

職員は、利用者の支援にあたって、一人ひとりの個性やニーズに応じるとともに、利用者及び家族への十分な説明及び相互理解により個別支援計画を作成し、一人ひとりに合った支援をします。

第5条 生活環境の整備 **クレド⑤ 環境 Environment**

職員は、利用者が快適で充実した日々を過ごせるよう、施設及び周辺的环境整備に努めます。

第6条 社会参加の支援 **クレド⑥ 参加 Participation**

職員は、利用者が地域の住民と交流しながら、地域社会の中で市民として豊かに暮らせるよう支援します。

第7条 在宅生活者の支援 **クレド⑦ 在宅 Home Life**

職員は、総合相談や短期入所の事業を通し、地域の在宅知的障害者とその家族への福祉サービスの向上に努めます。

第8条 地域との調和 **クレド⑧ 地域 Community**

職員は、ボランティアや実習生の受け入れ及び施設開放等を施設運営に組み込み、地域との協働を推進します。

第9条 職員行動基準 **クレド⑨ 倫理 Ethics**

具体的行動にあたっては、横浜市職員行動基準を規範とします。

令和8年度 事業目標

Ⅰ 利用者本位のサービス

(1) 御利用者様本人の意思を尊重した個別支援計画を策定し、一人ひとりにあったサービスを提供します。

- ・御利用者様の御希望や心身の状況を把握して意思決定支援を行い、御家族等の意向をお聞きしながら、御利用者様お一人おひとりにあった個別支援計画を策定し、サービスを提供します。
- ・個別支援計画策定会議に、御利用者様本人や御家族等関係者に参加いただく取組を進めます。
- ・区福祉保健センターや相談支援事業所など関係機関と連携・協力し、様々な視点を取り入れた多角的な支援、サービスを提供します。また、計画相談支援の導入を推進します。
- ・御利用者様の権利擁護のため、成年後見制度の導入を推進します。

【屋内活動（自立課題・楽器）】



これらの他にも、ストレッチや映画鑑賞、作品作りなど様々な日中活動を提供します。

(2) 御利用者様の高齢化・障害特性への適切な支援を行います。

- ・個別、集団活動を通して、作業評価、心理支援を行います。
- ・協力医療機関をはじめとする医療機関やリハビリテーションセンター等と連携し、健康状態や身体機能の維持・改善に努めます。
- ・御利用者様の摂食機能を考慮しつつ、季節や行事に応じた楽しく潤いのある食事を提供します。
- ・障害特性、高齢化等で変化する心身状況を把握し、園外の社会資源の利用も視野に入れながら、より豊かな生活ができる環境を整えます。
- ・強度行動障害のある御利用者様には十分なアセスメントを行い、必要な環境を整えきめ細やかに支援をします。



【冬のお楽しみ昼食】

(3) 御利用者様の地域移行・施設移行を推進し、在宅障害者の利用ニーズに応えます。

- ・御利用者様、御家族に対して地域移行、施設移行に向けた意向確認や具体的な支援のアセスメントを丁寧に行い、個別支援計画に反映します。
- ・御利用者様、御家族・成年後見人等と十分に相談しながら、区福祉保健センターや相談支援事業所等とも連携し、御本人の状態に応じた支援が提供できる場所（グループホームや高齢者施設等）への移行を推進します。また、必要に応じて見学や体験などを実施します。
- ・地域で生活されている（在宅）障害者のニーズ（レスパイト・体験・緊急等）に応じて短期入所の相談・利用調整を行います。

2 地域や関係機関との協働

(1) 地域との交流により、障害者への理解を推進する機会を作ります。

- ・ふれあい牧場の開催や、泉ふれあいシールラリー、地域の作品展への参加等を通して当園を知っていただくとともに、障害者への理解の推進を図ります。また、地域の一員として御利用者様と共に防犯パトロールを行うなど、上飯田地区の地域福祉保健計画の取組に参加します。
- ・ボランティアの受入れを行い、生活の質の向上と地域の方との交流を進めます。
- ・福祉体験学習の受入れを通して障害者への理解の推進を図ります。
- ・横浜市の人権研修や福祉活動実習の場として機会を提供し、障害者への理解を広げます。
- ・新聞やホームページなど広報活動を拡充します。

(2) 地域の関係機関との連携・ネットワークづくりを進めます。

- ・社会福祉分野の人材育成のため、大学から実習生等を受入れます。
- ・泉区自立支援協議会及び泉区社会福祉協議会の部会等に参加し、地域の課題を地域で共有し、解決に向け地域で協働していきます。また、泉区地域福祉保健計画や障害者支援のネットワークづくりに貢献します。
- ・泉サポートプロジェクトに参加し、地域貢献活動を連携を進めます。
- ・横浜知的障害関連施設協議会及び横浜市社会福祉協議会の部会に参加し、施設間の連携を進めます。

(3) パートナースhipを大切にした施設運営を行い、防災力を高めます。

- ・御利用者様の生活は、直接の支援者以外にも多くの関係者や関係機関、事業者により支えられています。基本理念及び運営方針について機会があるごとに周知を図り、松風学園を利用する全ての人のためにより良い施設となるよう努めます。
- ・能登半島地震など近年頻発する震災をふまえ、火災や自然災害等においても松風学園と地域の方々とで協力して対応できるよう、地域防災への取組の推進を目指します。
- ・松風学園再整備事業では、令和7年度末にメゾンが完成しました。引き続き地域に開かれた施設として、より良い施設づくりを進めていきます。

【ふれあい牧場】



【ボランティアの受入れ(ネイルボラ)】



3 適正な施設運営

(1) 御利用者様の人権を尊重する施設運営を進めます。

- ・オンブズパーソンに定期的に来園いただき、支援現場の視察や御利用者様との面談、職員との意見交換を行います。
- ・月1回人権委員会を開催し、身体拘束適正化の検討、障害者虐待防止チェック、事例検討などを行います。また、外部委員の参加を得て、年1回虐待防止委員会を開催し、各取組の報告と検証を実施します。
- ・権利擁護研修や虐待防止研修などを実施し、職員の意識啓発を行います。
- ・横浜ふくしネットワーク(Y ネット)の加盟施設として施設間交流研修など、御利用者様の権利擁護の取組に参加し、実践します。
- ・第三者評価の結果を施設運営に生かします。
- ・地域連携推進会議を開催し、地域との関係づくりを進めるとともに、サービスの透明性や質の確保、御利用者様の権利擁護を図ります。

【地域連携推進会議の様子】



(2) 御利用者様が安全で快適な生活が送れるようにします。

- ・リスクマネジメント委員会において、事故・ヒヤリハット事例を分析し、全職員で情報を共有するとともに改善策の検討を行い御利用者様の安心、安全な生活を支援します。
- ・「松風学園個人情報漏えい事故等防止マニュアル」に基づき、職員全体で個人情報漏えい事故防止を徹底します。
- ・火災や自然災害等により、松風学園が被災した場合でも、BCP(事業継続計画)に基づき、被災状況のフェーズごとに御利用者様の生活をしっかりと守ります。また、消防訓練や避難訓練等を実施し、職員の防災力向上を図ります。
- ・利用者の安全管理の観点から、感染対策に取り組み、日頃より感染予防に努め、発生時には感染拡大防止に可及的速やかに対応します。

(3) 職員の人材育成及び働きやすい職場づくりに取り組みます。

- ・横浜市人材育成ビジョンに基づき、職位(職員Ⅰ～Ⅲ・係長)・職種に応じた育成を行います。
- ・園内外の専門研修の受講機会の確保等により、御利用者様一人ひとりの障害特性への理解及び支援スキルの向上を図ります。
所属研修: 強度行動障害研修、知的障害児・者のてんかん研修、介護技術研修など
派遣研修: 意思決定支援ガイドライン研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス管理責任者研修など
- ・横浜市保健・医療・福祉研究発表会に参加し、実践をふまえた研究を発表します。
- ・医師の巡回の下、安全衛生委員会を開催するとともに、職員のメンタルヘルスを推進します。
- ・システムの導入など DX やペーパーレスを進め、業務の効率化を図ります。

令和8年度 行事予定

御利用者様の楽しみや余暇の充実、地域や関係施設等との交流を促進するため、学園内での行事を計画・実施します。また、地域で行われる行事等へも参加していきます。

月	学園行事	地域行事等
4		
5	さわやか松風（美化活動）	
6	近隣保育園との交流（花の日）	ふれあいあやめ祭り
7		
8	夏のお楽しみ昼食会 夏祭り（縁日 花火 スイカ割り）	盆踊り・納涼祭
9	定期健康診断	
10	収穫祭 防災訓練	上飯田中学校文化祭作品展 もみじ祭り
11	さわやか松風（美化活動） ふれあい牧場	泉ふれあいシールラリー 入所施設合同作品展
12	冬のお楽しみ昼食会 忘年会 近隣保育園との交流（クリスマス）	泉区福祉の作品展
1	お正月（行事食）	上飯田中学校ふれあい体験
2	節分 防災訓練	
3		

○利用者自治会（みんなの会議） 毎月第4金曜日

○入所家族会 毎月第3日曜日

○通所家族会 年5回月の最終水曜日

※感染症の影響により、各行事等が延期または中止になる可能性があります。

令和8年度 松風学園におけるより良い支援に向けた取組計画 (虐待防止取組計画)

松風学園では、御利用者様への虐待及び不適切支援を起こしたことを重く受け止め、二度と繰り返さないよう取り組まなければなりません。私たちは、横浜市松風学園基本理念・倫理綱領を遵守し、御利用者様本位のより良い支援の実践・虐待防止推進のため、次の取組を実施します。

1 職員の人材育成

(職業意識の醸成)

- (1) 横浜市人材育成ツール(松風学園キャリアラダー等)の活用
- (2) 松風学園の理念(再整備のイメージを含む)・倫理綱領を全職員に周知
- (3) 職員の良い支援や取組(ハットしてグッド)を園全体で共有、実践
- (4) 横浜市保健・医療・福祉研究発表会での事例発表
- (5) 他の障害者支援施設等への視察及び派遣実習

2 風通しの良い職場づくり・チーム力の強化

(地域に開かれ、相談・協力し合える職場環境づくり)

- (1) 責任職による支援現場の把握及び職員とのコミュニケーション機会の確保
- (2) テーマ(メンタルヘルスを含む)を設定した係長と職員との個別面談実施
- (3) ミーティングや ICT 等による、情報の確実な周知伝達
- (4) 責任職同士が園の課題を共有し、チームとして対応できるよう連携を強化
- (5) 職員間での協力体制として日常的な声かけを励行、助け合える関係づくりを推進
- (6) 事故・ヒヤリハット、身体拘束、不適切事案の報告を通じ障害福祉保健部と日常的な連携
- (7) オンブズパーソン活動の充実・投書箱による意見募集
- (8) 外部の支援者やボランティア、実習生等から意見の聴き取り
- (9) 区役所や地域の住民、関係機関との交流
- (10) 御家族・後見人に御利用者様の生活を含む園の状況を報告、意見交換

3 職員の健康管理

(適切な業務執行体制づくり)

- (1) 職員のメンタルヘルス(アンガーマネジメント、セルフケア)の研修や相談体制の確保
- (2) 御利用者様の高齢化・重度化に対応した、ノーリフトケア(抱え上げない介護)の実践
- (3) 職員の体調変化による休暇取得にも対応できる勤務体制づくりと職員の補充
- (4) 年休10日・夏季休暇5日を全職員が取得できるよう配慮
- (5) 業務や各種会議の見直し・効率化

4 支援の質の向上

（御利用者様本位の支援力向上）

- （１） 意思決定支援研修の実施及び職員派遣、国・県のガイドラインの職員周知
- （２） 御利用者様の意思を尊重する個別支援計画の策定や支援記録の充実
- （３） 園全体や係・チーム単位で事例検討会を定例的に実施（多職種連携を含む）
- （４） 専門機関等によるコンサルテーションを活用した、科学的合理的で統一した支援の実践
- （５） 支援実践検討会の実施及び専門研修の実施、園外専門研修への参加促進
- （６） 事故・ヒヤリハット事例の再発防止策の検討・実践・振り返りの実施
- （７） 身体拘束事例の検証及び適正化に向けた支援
- （８） 御利用者様の人権を尊重した声かけや呼称（「さん」付け）の徹底
- （９） 御利用者様の意思を尊重したきめ細やかな身だしなみの支援や居住環境の整備
- （１０） 御利用者様による自治会の運営の支援

5 障害者虐待防止の正しい理解と迅速・適切な対応

（組織的な障害者虐待防止及び発生時の適切な対応の徹底）

- （１） 虐待防止委員会開催及び人権委員会開催
- （２） 人権擁護、虐待防止研修、身体拘束適正化研修の実施及び外部研修への職員派遣
- （３） 虐待が疑われる事案の通報・報告の流れ（フロー図）の周知
- （４） 障害者虐待防止チェックを実施し、結果を基に意見交換
- （５） 人権啓発研修の実施及び外部研修への参加促進



【５月の作品（こいのぼり）】



【１月の作品（お正月）】



～松風学園は知的障害のある方の地域生活を支援しています～

令和8年度 横浜市松風学園 事業計画書

令和8年 5 月 発行

横浜市松風学園

〒245-0018 横浜市泉区上飯田町 1987

TEL 045-802-0441 FAX 045-803-4963

表紙 リニューアルした松風学園のロゴマーク(しょうたさんとふうかさん)

3ページ 泉区福祉の作品展の展示作品

裏表紙 令和8年3月完成 メゾン あやめユニット玄関(居住1棟)